パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市人権施策推進指針改定(案)

平成30年(2018年)12月26日横須賀市人権施策推進会議

問い合わせ先:市民部 人権・男女共同参画課

電話 046-822-8219 (直通)

「横須賀市人権施策推進指針改定(案)」に対するパブリック・コメント手続き の結果について

- 1 意見募集期間 平成30年(2018年)10月5日(金)~10月26日(金)
- 2 意見の提出者数と意見件数 6人の方から9件の意見提出がありました。
- 3 提出方法別の人数 文書 2 人、電子メール 4 人

4 項目別意見数

項目名	件数
第1章	_
第2章	_
第3章	9
第4章	_
その他	_
合計	9

5 提出された意見の概要及び横須賀市人権施策推進会議の考え方 第3章関係

No.	意見の概要	横須賀市人権施策推進会議の考え方
1	(P10) コラムの訂正内容について、	具体的な記述を入れた方が分かり
	かなテラス発行のものの内容に近	やすいと考え、ご意見のように修正
	い下記の書き方がよいのではない	します。
	カゝ。	
	5 社会的隔離	
	外出や、親族・友人との付き合い	
	を制限する/メールを見たり、GP	
	S機能で居場所をチェックしたり	
	(デジタル暴力)、電話をかけさせ	
	ないなど交友関係を厳しく監視す	
	る など	

	6 その他	
	「おまえは家事だけやっていれば	
	いいんだ 「この家の主は俺だ 等	
	男性の特権を振りかざす/暴力を	
	ふるう原因が女性のあると責任を	
	転嫁するなど	
2	(P14) 最新の計画である第7期計	│ ご意見のように、第7期計画の取
	画の取り組みについても記した方	り組み内容を反映した書き方としま
	がよい。	す。
3	(P31) 相談窓口開設の際は、当事	^。 ご意見のように、相談窓口開設の
	者以外でも相談できることをあわ	際は、当事者以外の相談もできるこ
	せて周知してほしい。	とを周知することを記載します。
		また、横須賀市人権施策推進会議
		から市に伝えます。
4	(P31)「行政文書等の不要な性別欄	性別欄は、時代の経過により、過
	の削除を進めていきます」の部分	去に必要と考えられていましたが現
	で、本来、文書には不要なことは記	在は不要と考えられるようになった
	載しないものなので、下記のような	ものがまだ残っている可能性があり
	表現を検討してはどうか。	ます。
	① 「行政文書等の性別の記載は慎	過去からのものの見直しの意味も
	重にする。」	含めて「不要な性別欄の削除を進め
	② 「性別の記載は、必要な理由が	て」いくため、原文のままとします。
	明確な場合のみとする。」	引き続き、行政文書等の不要な性
		別欄の削除を進めるよう、横須賀市
		人権施策推進会議から市に伝えま
		す。
5	(P31)「性的マイノリティに理解の	レインボーステッカーについて
	ある事業者等向けに性的マイノリ	は、十分な認識を持ち、本人の気持
	ティに理解のあることを表すレイ	ちに寄り添った対応ができる事業者
	ンボーステッカーを作成し配布」と	に配布できるよう、ご意見を参考に
	あるが、配布に際しては、事業者等	具体的な方法について検討するよ
	が性的マイノリティについて一定	う、横須賀市人権施策推進会議から
	ラインの基本的な知識を有してい	市に伝えます。
	るという「理解のある」ことに対す	
	る基準を設けてほしい。	

	その上で事業者等には明瞭なカ	
	ミングアウトがなくても、本人の真	
	摯な希望にできるだけ寄り添って	
	もらえるようにしてほしい。	
6	(P31)現状、戸籍上の同性カップ	現在、性的マイノリティに関する
	ルの共同名義で住宅ローンが組め	正しい知識や理解促進のため、ホー
	ないが、禁じている法律などがある	ムページや啓発リーフレットでの情
	わけではなくこれまでの慣習だと	報発信、医療機関や学校向けの講座
	いわれている。金融機関への啓蒙を	などを行っています。
	検討してほしい。	今後、金融機関のみならず多くの
		事業者に対しても啓発を行う方法を
		検討するよう横須賀市人権施策推進
		会議から市に伝えます。また、「P31
		3正しい知識の周知」の記述を、「~
		市民や多くの事業者等を対象とした
		人権セミナーを開催します。」と修正
		します。
7	(P32)「恋愛の多様性は、LGBな	恋愛対象の性的指向を表した記載
	ど~」は「LGBT」ではないか。	のため、T (トランスジェンダー)
		を除いたLGBとしています。その
		ため、原文のままとします。
8	(P38) 避難者に対して風評被害は	ご意見のように、避難者への風評
	あったことは間違いなく、以下の一	に基づく心無い嫌がらせがあった旨
	文を加えたほうが、より人権問題に	の記述を追加します。
	関しての意識が高まると考えられ	
	る。	
	【修正案】	
	原子力発電所の事故により、現在	
	も多くの方々が避難生活を余儀な	
	くされ、避難している人々への風評	
	に基づく心無い嫌がらせも発生し	
	ました。	
9	(P38) 改定案だと「同じ環境下」	障害者、高齢者を含めた福祉避難
	の意味が不明である。仮に避難所に	所の設置の必要性が広く求められて
	おける環境下だとしても、その後の	いることから原文のままとします。

文は災害時で無くてもいえること である。

避難所は避難者が主体的に運営することを想定しており、改定案の表現は市が運営主体の視点で記載しており、修正が必要だと考える。また、次の「女性や〜」の一文についても、避難者は皆、自宅が倒壊するなど、心のケアが必要であり、避難者全員の人権に配慮した表現に修正する必要があると考える。

【修正案】

そこで、災害に備えて地域との連携を図り、災害に伴う人権について、日頃からの心掛けなどの周知・啓発を行うことが必要です。また、避難所での生活は、人によって安心の度合い、必要な支援が違うことを避難者全員が理解し、運営することが望ましいです。